

平成29年9月定例会の概要

平成29年9月定例会は、9月7日から9月27日まで、21日間の会期で開きました。

今期定例会に提出された議案は10件、報告3件で、定例会初日に市長から、提出された議案の上程、説明が行われました。

市政一般質問には12名、関連質問には1名の議員が立ち、市政全般にわたり市長をはじめとする執行機関と活発な議論が交わされました。

最終日には「道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書」が議会運営委員長から提出され、全会一致で可決いたしました。

なお、議決結果は10ページ、市政一般質問の要旨は3ページ～10ページ、委員会審査の概要は11ページから13ページに記載しております。

議会の意思を国政へ

今期定例会では、下記の意見書が提出され、全会一致で可決いたしました。

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続及び拡充等に関する意見書

長崎県の南東部にある島原半島の東端に位置する島原市は、半島という地理的不利な条件にあるため、道路交通への依存度が高く、農畜水産物等の広域的物流の拡大や定住人口の増加に繋がる県央地域等への通勤範囲の拡大、観光客やイベント開催による交流人口の増加、企業誘致等を進めるうえで、幹線道路網は最も重要な社会資本である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という）の規定により、地方公共団体の財政力に応じて補助率等の嵩上げがなされているが、この嵩上げ措置は、平成29年度末までの時限措置となっている。しかしながら、依然として都市部と地方部の地域間格差がある中で、市民の安全・安心や地方経済を支える道路の整備はまだまだ十分なものとは言えず、この嵩上げ措置が廃止されると、地方の財政を圧迫し事業費が大幅に減少するため、道路整備が遅れ地域間格差がさらに拡大することとなる。

よって、国におかれては、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを、平成30年度以降も継続し、地方創生に大きく寄与する高規格幹線道路の新設事業や安全安心な暮らしにつながる修繕事業などにも特別措置を拡充するとともに、計画的かつ着実な道路整備の推進、並びに道路インフラの老朽化対策のために必要な予算を、当初予算はもとより補正予算についても十分に確保していただくよう強く要望する。

平成29年9月27日

島原市議会